

## (H2) 土木技術映像選定制度に関する規程

昭和40年8月27日	制 定
昭和53年5月12日	一部改正
平成6年1月28日	〃
平成14年6月28日	〃
平成19年1月19日	〃
平成23年11月18日	〃

### (総則)

**第1条** この規程は土木工学に関して作られた土木技術映像作品が、有効かつ適切に利用されるように、これにふさわしい作品を選定することについて定める。

### (作品の選定)

**第2条** 作品の選定は、土木技術映像委員会が行う。また、選定された作品は土木学会選定作品と称する。

### (土木学会選定作品の取り扱い)

**第3条** 土木学会選定作品は、利用者の便をはかるため、土木技術映像委員会が利用指針を作成する。利用指針は、土木学会誌及び土木学会ホームページに掲載する。

### (選定の取り消し)

**第4条** 土木学会選定作品に関して、他の著作権、特許権の侵害等にふれた場合は選定を取り消す。

### (規程の変更)

**第5条** この規程の変更は、理事会において行う。

**附則** この規程は、昭和40年8月27日から施行する。

**附則** (昭和53年5月12日 理事会議決) この変更規程は、昭和53年5月12日から施行する。

**附則** (平成6年1月28日 理事会議決) この変更規程は、平成6年1月28日から施行する。

**附則** (平成14年6月28日 理事会議決) この変更規程は、平成14年6月28日から施行する。

**附則** (平成19年1月19日 理事会議決) この変更規程は、平成19年1月19日から施行する。

**附則** (平成23年11月18日 理事会議決) この変更規程は、平成23年11月18日から施行する。